著作権管理委員会 運営要綱

(役割)

第1条 著作権管理委員会は、電気学会が保有する著作権にかかわる事項の審議・検討を行い、その結果 を理事会へ答申することを目的とする。

(審議事項)

- 第2条 委員会の主要な審議事項は次の各項とする。
 - (1) 電気学会が保有する著作権の取扱いに関する事項
 - (i) 著作権に関する問題(争議等)が発生した際の対応策の検討
 - (ii) 本会著作権規程の変更が必要となった際の検討
 - (iii) その他の著作権に関する事項

(構成)

第3条 委員会の構成は次による。

委員長 副会長(編修出版担当)経験者

幹 事 副会長(編修出版担当)

委 員 専務理事

- 同 副会長(研究調査担当)
- 同 副会長(総務企画担当)
- 同 出版事業委員会委員長
- 同 有識者若干名(弁護士など)

(任 務)

- 第4条 委員長は、会務を主宰する。
 - 2. 幹事は、会務の運営に関し、委員長を補佐する。

(任期)

- 第5条 委員長,専務理事・出版事業委員会委員長・有識者による委員の任期は2年とする。ただし、再 任を妨げない。
 - 2. 幹事、1項以外による委員の任期は1年とする。

(下部組織)

第6条 本委員会は、必要に応じて部会を設置し、調査・検討を行うことができる。

(開催頻度)

第7条 本委員会は必要に応じて開催する。

(事 務)

- 第8条 事務局は電気学会編修出版課とする。
 - 2. 事務局は、資料の整理等委員会に必要な準備を行う。
 - 3. 議事録は事務局が作成し、次回の委員会で確認の後、別に定める期間、保管する。

(付則)

1. 平成19年5月25日, 理事会において承認制定。